

白 糠 町 農 業 委 員 会  
第 1 1 回 総 会 議 事 録

自 平成30年 9 月26日  
至 平成30年 9 月26日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 1 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成30年 9 月 26 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	○		農 地
3	酒 井 伸 吾	○	○	総 務
4	松 本 隆 志	○	○	総 務
5	中 河 敏 史	欠		農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大  
主 幹 齊藤嘉重  
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名  
日程 2 会務報告  
日程 3 議案第34号 合意解約通知の成立状況の確認  
日程 4 議案第35号 利用状況調査（農地パトロール）の実施  
日程 5 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請  
日程 6 議案第37号 農用地利用集積計画の作成の要請  
日程 7 議案第38号 河川法第24条の規定による許可申請に関する意見書の進達  
日程 8 議案第39号 現況証明願

開会 午後1時30分

議長 これより第11回農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員数は7名であります。  
5番、中河委員より欠席の届け出があります。  
1番、石田委員より遅刻の届け出があります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。  
3番 酒井委員、4番 松本委員。以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。  
8月24日から25日において札幌市で開催された東北・北海道農業活性化フォーラムに私が出席しております。  
9月5日の「現況調査」には、對木委員、照井委員、中河委員の3名にて調査を実施しております。議案の審議事項にもなっておりますので、後ほど調査委員から報告していただきます。  
9月15日の愛馬神祭・獣魂祭には私が出席しております。  
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 議案第34号「合意解約通知の成立状況の確認」について議題といたします。  
事務局、議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 議案第34号「合意解約通知の成立状況の確認」。  
農地法第3条の規定による許可について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。  
平成30年9月26日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。  
農地法第18条第6項の規定による通知者氏名  
号別1 貸主 ●●● 借主 ●●●  
次のページをお開き下さい。  
本案件については、農地法第18条の規定に基づき双方からの解約同意書とともに農業委員会に解約通知があったものです。従来の合意解約にあたっては、同様に今回の報告と同じように書類の提出がなされますが、

実は北海道農業会議の指導がありまして、以前は報告だったのですが、今回からは議案の審議事項ということで、審議するというのであれば何をもって審議をするかを、別紙に双方の解約の内容を今回は掲載しております。双方が間違いなくこの内容によって解約したという解約事項が記載しておりますので、今回は従来の報告の内容とともに解約通知の中身も掲載しております。

以上、議案第34号の説明とさせていただきます。

議長 議案第34号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第34号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第35号「利用状況調査（農地パトロール）の実施」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第35号「利用状況調査（農地パトロール）の実施」。  
農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に基づき、区域内における農地の利用の状況を調査する必要があるため、平成30年度調査にあたり、下記のとおり「実施要領」を定めて実施することについて、本会の審議を求める。

平成30年9月26日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

別添のとおり

農地パトロール実施要領（案）を作成しましたので、ご覧願います。

本案につきましては、例年実施しております利用状況調査、通称農地パトロールになります。

実は今回の農地パトロールにつきましては、昨年、一昨年も調査をしていただいて、調査結果を基に今回は特に農地としてどうなんだろうという場所を抽出しておりますので、そこを重点的に調査をしたいということで、現在、図面等を作成中でございます。

先ずはこの調査要領の中の実施時期なのですが、例年に倣いまして10月1日から15日のまでの間、集中的に2日間行いたいということで、要領をつくっております。ただ、天候等もございまして、そういう状況を見ながら判断をしたいと思っておりますので、その場合は臨機応変に日程をずらすという内容でもあります。

実施内容、実施方法、それ以下の部分は当日調査日に改めて説明したいと思いますが、基本的には現地に見に行き、そこが農地として使われているか、使われていないか、使おうと思えば農地として使えるという判断が基本的な部分になりますので、それは当日用意します図面を見ながら、それにチェックをしていただくのが作業内容でございます。

実施要領は一読していただいて、当日、改めて現場で随時説明したいと思いますので、そこは省略させていただきたいと思います。

以上、議案第35号の説明とさせていただきます。

議長 議案第35号の質疑をお受けいたします。

澁谷委員 6番、澁谷です。全員で行くということですか。

斉藤主幹 この後、順を追って審議、例えば日程とか体制について審議したいと考えていました。

案としては、2日間行うのであれば、前半と後半で体制を組む予定です。例えば初日が5名であれば、2日目は4名の方をお願いしようと考えています。団体行動のようなかたちをとって、農業委員と事務局、町の部局の職員を含めて団体行動で実施したいと考えていました。2日間でやるとなれば、いずれかの日にちの半日で調査をしたいと考えていました。

#### 《「実施方法は」との声あり》

斉藤主幹 2日間集中的に実施するというので、10月1日から15日の間の2日間。事務局の案では10月4日・5日で考えております。

4日が5名であれば、5日は残り4名で調査をします。調査時間はできれば午前中、10時頃から12時くらいまで調査箇所を回って終了したい。状況によっては、お昼に渡っても調査をするかもしれませんが、こちらとしては午前中には調査を終えたいという考えではあります。

調査に当たっては、こちらで図面を用意しますので、公用車に乗っていただいて、現地につきましたら農地の判断をしていただきたい。

事務局長 職員も随行するのか。班は分けるのか。

斉藤主幹 1班4名から5名くらいで考えています。

事務局長 10月4日、5日の2日間でやるという案。4日は農業委員さん4名出でいただいて、そこに職員2名付いたときに、全部で6名になります。

#### 《日程調整》

事務局長 5日は、林会長、照井委員、澁谷委員、松本委員、酒井委員。  
11日は、峯田委員、對木委員、石田委員、中河委員。

議長 その他、質疑ありませか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第35号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

恐れ入りますが、ここで●●●は会議規則第10条の規定により関わりがありますので議事に参与することができませんので、一度退席していただきたく存じます。

暫時休憩いたします。

《峯田委員退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。  
斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請」。  
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。

平成30年9月26日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、譲渡人 ●●● 譲受人 ●●●

次のページをおめくり願います。

許可申請の内容をご説明いたします。売買価格につきましては、相対契約による●●●円となります。

次に図面をご参照願います。位置図と地番図になります。もう1枚めくっていただき、地番図をご参照願います。自宅にほぼ隣接した土地が対象地となっています。

以上、議案第36号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から補足説明を求めます。  
照井委員お願いたします。

照井委員 8番 照井です。  
今回の号別1号の許可申請につきまして、昨日、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図ら

れ、周辺農地への影響は無いものと思われま

議長 議案第36号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第36号につきましては、原案のとおり決定いたします。  
暫時休憩します。



●●●にお伝えします。  
議案第36号につきましては原案のとおり決定しましたので、所定の手続き等よろしくお願いいたします。

会議を再開します。

日程第6 議案第37号「農用地利用集積計画の作成の要請」について議題といたします。

事務局、議案の朗読説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹

議案第37号「農用地利用集積計画の作成の要請」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

平成30年9月26日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」。

号別1であります。貸付人 白糠町農地利用集積円滑化団体●●●から借受人 ●●●へ年間●●●の6年間になります。

地図と議案を交互に参照していただきながら、審議していただきたく存じます。

カッコの中の●●●様につきましては、農地利用集積円滑化団体であります白糠町に対して白紙委任をしております。今から5年前に、10年間の委任契約をしておりますので、一旦、利用集積では期間が到来したため、賃借権は切れますが、委任契約が継続中のため、再び円滑化団体と●●●様と契約を行うものです。

号別2であります。貸付人 ●●●様から 借受人 白糠町農地利用集積円滑化団体へ年間●●●円の10年間。

経過を説明いたします。

先般、前回の総会になります。円滑化事業規程にて従来の「農地所有者代理事業」に「農地売買等事業」と「研修等事業」を加え、規程を変更しました。

規程を変更することによってこの二つの事業を活用することができ、その結果、農用地利用集積計画案として町から提示されました。

書類上の手続きは、従来からの利用権設定等促進事業とほとんど変わりません。

手続きの順番は、●●●様から町へ土地を貸したいと申し出があり。町イコール円滑化団体でもありますので、円滑化団体はその申し出に基づき、借受けるものです。借受けの形態は、円滑化事業規程の第15条に、「事業実施の原則」にあります「利用権設定等促進事業の活用を図るもの」とありますので、冒頭に申し上げました「農用地利用集積計画案」として上程しております。

また、この借賃●●●円につきましては、先程、議案第34号で合意解約した箇所が反当り●●●円でした。さらに近傍地の畑で参考になるのが釧路町でありましたので、前回の総会終了時の農地専門委員会でもそれらを参考にし、現地も確認したところでもあります。それらを勘案し、町に対しての報告は、金額の幅を設定いたしました。その幅が●●●円から●●●円の間で報告したところ、反当り●●●円 of 金額で積算し、合計面積で●●●平方メートルに反当りの金額を乗じた結果、この●●●●●●の金額となったものであります。

ただし、初回の平成30年度と最終年の平成40年度に限っては、この金額の半分、つまり●●●円としております。これは会計年度を考慮してこの金額になりますので、この期間が終了する年度、平成40年度の9月30日に終了する年も同様に●●●円となります。

金額の算定につきましては以上の内容です。

次に、この土地の活用ですが、度々申し上げておりますとおり、野菜畑として活用することには変わりません。

余談になりますが、先般議会の中で、農業支援員の活動状況について質問があった際には、「町としては、本年度中に農地を確保することと、就農支援体制の構築と環境整備を進め、支援する考え」であると答弁しております。

支援員は来年で3年目を迎えます。いよいよ自立に向けて、栽培が実践できるよう、町は応援していくという立場からの発言であります。

以上、議案第37号の説明させていただきます。

議長 質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。



(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第7 議案第38号「河川法第24条の規定による許可申請に関する意見書の進達」についてを議題といたします。

斉藤主幹より議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

斉藤主幹

議案第38号「河川法第24条の規定による許可申請に関する意見書の進達」。

下記のとおり河川法第24条の規定による許可申請書の提出があり、意見書について本会の審議を求める。

平成30年9月26日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、

申請者 ●●●

次のページをおめくり願います。

「河川敷地占用許可申請に関する意見書」

占用場所は●●●、申請者の自宅に隣接した土地になります。従来の使用面積は●●●㎡、使用目的は採草放牧地。従来の使用面積から一部使用箇所を廃止する申請であります。廃止によって●●●平方メートルから変更後は●●●平方メートルになるものであります。

占用申請に対する総合意見では「本申請は、既占用地の一部が付近河川の砂利等の流入に伴い、既占用地の一部が利用できなくなったことから、占用面積を減らすことを目的としており、許可することが適当と判断する。」と付しました。

求積図の図面とカラーの図面を参考にさせていただきたいと思えます。

廃止する箇所は求積図でご確認願います。三角形で区画した3箇所に廃止と記載あるところが、除かれるところになります。カラーの図面と照らし合わせていただき、整理番号では●●●が対象地であります。この対象地、右側が若干緑かかって、放牧地として使えるのですが、ほとんどが茶色に染まっっていて原野化したような状態でした。申請者である●●●様も使用できる状態ではないということで申請書の提出があったものです。

以上、議案第38号の説明といたします。

議長

議案第38号の質疑をお受けいたします。

石田委員

占用申請は本人から提出があったのか。確認等の調査はしているのか。

斉藤主幹

ご本人から電話連絡がありまして、事の経過を聞きました。先ずは●●●様から釧路建設管理部問い合わせをして、こういう実情、実態ですということを問い合わせしている。建設管理部の回答は、順番としては、農業委員会で現地を確認した上で意見書を付けて進達して下さいとのこと。

その時、私が現場を確認しにいきました。これ以外にも詳細な写真を撮っています。今回、この審議で決定しましたらこの意見書とともに詳細な写真を付けて建設管理部に進達したいと考えております。

議長 他ありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第38号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第8 議案第39号「現況証明願い」についてを議題といたします。  
なお、議案中、号別3につきましては、●●●は会議規則10条の規定より関わりがありますので議事に参与することができませんので、あらかじめ●●●が退席し、職務代理者にこの件につきまして勤めていただきたいと思っております。

先に、号別1、2についてご審議をいただき、審議が終了しましたら、議長の交代をします。

では、事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第39号「現況証明願い」。  
下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願い出があったので、証明について本会の審議を求める。

平成30年9月26日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、願出人●●●

号別2、願出人●●●

号別3、願出人●●●

次のページでございます。

号別1の所在地は、白糠町●●●ほか1筆、合計面積●●●平方メートルが対象面積であります。公簿地目は2筆とも「畑」であります。土地の所有者は●●●様、願出人は●●●様から委任を受けております。●●●になります。願出理由は地目変更であります。

次の号別2の所在地は、白糠町●●●、面積は●●●平方メートル、公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は願出人と同じく●●●様であります。

以上、号別1と2の説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査にあたりました、現況調査委員の對木委員より調査報

告をお願いします。

對木委員 2番 對木です。  
現況調査の結果について報告します。  
9月5日、私と照井委員、中河委員の3名において現地を確認いたしました。  
申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。  
以上、号別1、2の調査結果の報告を終わります。

議長 議案第39号、号別1、2についての質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、議案第39号、号別1、2につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第39号、号別1、2につきましては、原案のとおり決定いたします。  
それでは、ここで●●●は会議規則10条の規定より関わりがありますので議事に参与することができませんので、あらかじめ●●●が退席し、職務代理者にこの件につきまして勤めていただきたく存じます。  
照井委員、お願いいたします。  
暫時休憩します。

《林会長退席》

職務代理者(照井委員) 休憩を解き、再開いたします。  
それでは、引き続き会議を進めます。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 それでは号別3であります。  
号別3の所在地は、白糠町●●●、面積●●●平方メートルが対象面積であります。公簿地目は「牧場」であります。土地の所有者は願出人と同じく●●●様であります。  
以上、号別3の説明させていただきます。

職務代理者(照井委員) それでは、引き続き、調査にあたりました、現況調査委員の對木委員より調査報告をお願いします。

對木委員 2番 對木です。  
現況調査の結果について報告します。

先程の号別1、2と同様に申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。

以上、号別3の調査結果の報告を終わります。

職務代理者  
(照井委員) 議案第39号、号別3についての質疑をお受けいたします。

石田委員 先ほどは公簿「畑」だったが、今度は「牧場」。それで農地・採草放牧地以外と、牧場とどう違うのか。

斉藤主幹 公簿地目、つまり登記簿の地目でございます。登記簿の牧場という言葉は農地法では牧場という言葉は使っていません。農地又は採草放牧地という言葉を使っています。この場合、登記簿と照らし合わせますと牧場と農地法では採草放牧地という言葉を使っています。

今回、現況調査員が現場を見に行ってその土地の状況を確認しましたら農地法上は採草放牧地以外で農地としては使っていません、実際は森林の様相になっていたもので、採草放牧地としても農地としても使っていないということで、調査委員の見解は一致しました。

石田委員 要するにこれは、公簿の地目は牧場。公簿上定めた経過があると思う。

職務代理者  
(照井委員) 暫時休憩します。  
《暫時休憩》  
再開します。

他に質疑ありませんか。

(出席委員) (なし)

職務代理者  
(照井委員) 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、議案第39号、号別3につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者  
(照井委員) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第39号、号別3につきましては、原案のとおり決定いたします。  
それでは、ここで議長を交代します。  
暫時休憩します。

《暫時休憩、会長入室》

会長にお伝えします。

ただいま審議を終了いたしました、議案第39号につきましては原案のとおり決定したことをお伝えします。

暫時休憩します。

《暫時休憩、議長交代》

議 長

休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第11回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 閉会時間 午後 2 時30分 )